

8 事業の推進

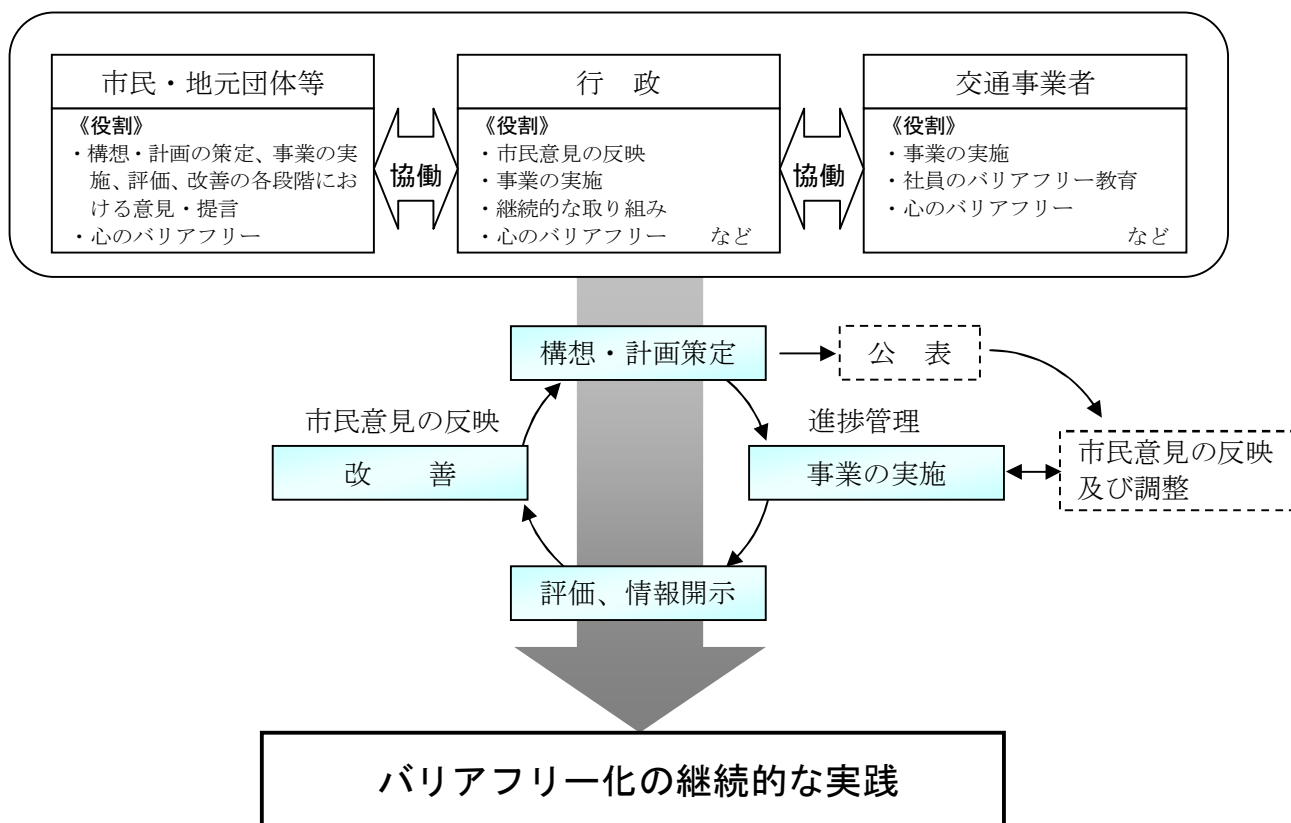
8-1 事業推進の考え方

新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺地区におけるバリアフリーを実現させるために、本基本構想に基づいて、関係者が連携を取りつつ、事業予定者が各事業を着実に推進させるとともに、全ての主体が積極的に心のバリアフリーを実践していきます。

事業の実施に当たっては、できるだけ市民や障害者の方々の意見を反映させるような機会等を設け、よりよい施設整備となるように努めます。

今後は、市がこれらの事業の進捗を管理し、その結果を市民の皆さんに情報発信していきます。また、今回の策定協議会体制を活用することなど、市民の皆さんの意見を計画や事業に反映することのできる体制づくりなどについて検討してまいります。

【バリアフリーの推進体制のイメージ】



8-2 ノーマライゼーションの推進

現在、障害の有無、性別、年齢等の色々な違いを認め合って、全ての人が、普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」という理念が浸透しつつあります。

本基本構想の策定等にあたり、障害者団体の方にご協力いただき、聞き取りを行いました。普段の移動に支障となる段差や歩道面の凸凹などの物理的なバリアの他に、障害者等に対する理解が不足し、無意識のうちに障害者の方を不快にさせるような行動をしていること、障害者の方が外出する際には費用がかかることや、移動の足が確保できず、外出できないことに対し不安を感じていることなど、まだまだ取り組むべき問題・課題がたくさんあることを認識しました。特に知的障害の方々、精神障害の方々、高次脳機能障害の方々においては、これらの課題の多さが特徴として挙げられ、解消策として心のバリアフリー、ソフト的な対応を強く切望される状況でありました。

これらの課題等は、すべての市民が他人事ではなく、高齢化に伴う場合や、また事故等によって何らかの障害を負う可能性なども踏まえ、自分自身の問題として捉え、理解や共助を進めることが重要です。

瀬戸市では、「自立し、助け合って、市民が力を発揮している社会」を目指して、本基本構想で位置づけた事業の他にも、普段の生活において制約のある方が社会活動に積極的に参画していくことを支援する仕組みを整備していくとともに、市民の自分の行きたい目的地までのアクセシビリティを向上させるための、公共交通ネットワークを整備するなど、ノーマライゼーションを実現するために必要となる取り組みも推進していきます。

8-3 今後の対応

本基本構想では、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺に重点を置き、バリアフリー新法の目標年次である2010年（平成22年）までの実現性等を考慮して、必要な施策を位置付けました。

しかし、実際の「移動」の起終点を考えた場合、市内の他鉄道駅でのバリアフリー化推進や実際の居住地から日常的な利用施設（飲食店やお店など）までといった、より広範囲で基本方針の適用展開などを継続的に推進することが必要です。

また、今回の基本構想の策定及び事業実施により、高齢者や障害者の方の社会参加機会の増加や、高齢化の進展に伴った、新たなバリアの発生などによるさらなるレベルアップが必要となることが予想されます。さらに今後は、徒歩移動だけでなく、コミュニティバスなどの交通システムと徒歩といった複合手段の観点からの検証も必要となることも予想されます。

今回の基本構想の中では、積み残しとなった課題もたくさんあり、引き続き、社会情勢の変化や各種法令基準、国の補助制度等の動向や必要に応じて、基本構想の見直しなどを柔軟に行ってまいります。

おわりに

21世紀になり、福祉と交通の新たな枠組みがつくられました。社会福祉法の制定（2000年）により社会福祉運営の基本構造が改革され、福祉の範囲を限定しないこと、民間による福祉サービス提供を可能にすること、対象者への措置ではなく対象者との契約関係を導入すること、地域福祉を促進することなどが進められています。介護保険制度や障害者支援費制度はその具体化であります。

また、交通バリアフリー法の制定（2000年）により、鉄道駅等の旅客ターミナルの移動円滑化だけでなく、その周辺道路も含めた地域をまとめて移動円滑化対策を行うことができるようになりました。福祉政策も交通政策もその対象者（サービス受給者）が多様であり、それぞれに適したサービス提供者を必要としています。言い換えると、どちらも行政だけではなく民間企業や市民も含めた多様な関係者の協力に基づいた総合政策を必要としています。21世紀はそういう時代になったのです。

2006年には建築物に関するハートビル法（1996年）と交通に関する交通バリアフリー法が一体化し、バリアフリー新法ができました。これにより、建築物や公共交通機関だけでなく、タクシー、路外駐車場、公園なども整備対象となり、さらに、対象者も全てのひと（とくに対象者を身体障害者ではなく障害者等とし、これには知的・精神・発達障害者も含めます）に拡大されました。

今回、瀬戸市において初めての移動円滑化（バリアフリー）基本構想が新瀬戸駅、瀬戸市駅周辺地区を対象に策定されました。これは、「まちなか交通戦略協議会」に専門的な部会を設置し検討を経て策定されたものであります。よって、都市計画道路整備と合わせたバリアフリー計画も議論されています。さらに、5年後の事後検証も対象地区全体で実施することが約束されています。これは今までに他都市で策定された基本構想には見られない大きな特徴であるといえます。この場を借りて積極的に策定部会へご参加、ご協力いただきました関係者の皆さまに厚く御礼申し上げます。

なお、今回の基本構想の内容は、現時点における最大限の努力を図って盛り込まれたものであります。一方で、より一段と高い水準の内容を期待する声もあります。よって、望ましい方向への展開のために基本構想が変更されることは、決して拒むものではないと考えています。

福祉のまちづくりの考え方が広く市民の皆さまに浸透し、将来も安心して暮らせる瀬戸市が築かれていくことを期待しています。

平成21年6月

新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想策定部会
部会長 中部大学教授 磯部友彦